| | | | |
|---|---|---|---|
| 10.25GHz以上10.6GHz未満 | −70dB以下の値 | −64dB以下の値 |
| 10.6GHz以上10.7GHz未満 | −85dB以下の値 | −79dB以下の値 |
| 10.7GHz以上11.7GHz未満 | −70dB以下の値 | −64dB以下の値 |
| 11.7GHz以上12.75GHz未満 | −85dB以下の値 | −79dB以下の値 |
| 12.75GHz以上 | −70dB以下の値 | −64dB以下の値 |

［44～69　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［44～69　同左］

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

**第三条**　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （特定無線設備等）<br>**第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。<br>［一～四十七の三　略］<br>四十七の四　超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であつて、設備規則第四十九条の二十七第四項に規定する七・二五GHz以上九GHz未満の周波数の電波のみを使用するもの<br>［四十八～七十七　略］<br>2　法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。<br>［一　略］<br>二　前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第四十七号の三、第四十七号の四及び第七十五号に掲げる特定無線設備<br>**別表第一号**　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）<br>一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。<br>［(1)・(2)　略］<br>(3)　特性試験<br>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。 | （特定無線設備等）<br>**第二条**　［同上］<br>［一～四十七の三　同上］<br>［新設］<br>［四十八～七十七　同上］<br>2　［同上］<br>［一　同上］<br>二　前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第四十七号の三及び第七十五号に掲げる特定無線設備<br>**別表第一号**　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）<br>一　［同上］<br>［(1)・(2)　同上］<br>(3)　特性試験<br>［同上］ |